

地域における子育て・学習運動

学校、家庭及び地域住民の連携・協 同でつくる地域づくりと求められ る地域の教育力

—子どもと大人の育ち合い—

河野 和 枝

一 ○六教育基本法「第一三条 学校、
家庭及び地域住民等の相互の連携
協力」条項と住民参加権を問うて。

1 ○六教育基本法と○八社会教育法の現在

今年は、一九四九年社会教育法（以下、四九社会教育法）が制定されてから六〇年目を迎えている。戦前の社会教育が軍事国家の要請に応える「教化」の役割を担ってきたこととの反省から、住民参加を基本とする民主国家の形成に寄与するものとして位置づけられた。四九社会教育法は、一

九四六年制定の教育基本法（以下、四六教育基本法）を實現するために、社会教育の理念と国・自治体の責務を明記した法としてこれまで社会教育の現場を支えてきた。四六教育基本法条項の中の社会教育は、家庭教育や勤労者教育もその範疇に入れている。

六十年間、第二条社会教育の定義（「略」）学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう」、第三条国及び地方公共団体の任務（「略」）すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自らの實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならぬ」の条項には手が加えられず、社会教育関係職員と住民の協同学習は豊かな社会教育実践を産みだし地域づくりに反映してきた。

さて、二〇〇六年教育基本法は改正され、国民の自立と主権を応援する教育理念よりも「教育振興基本計画」の策定で具現化しようとする国（政府）主導型の教育行政姿勢が貫かれるものになった。

2 ○八社会教育法と教育体制の分離

○六教育基本法は、社会教育の定義を修正し社会教育の中に家庭教育を含ませていたものを分離規定した（第一〇

条)。すなわち教育体系を学校教育、家庭教育、社会教育と明確に分けその上で第一三条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を加えている。○八社会教育法はこのことを意識し改正しているが、その基は○八年二月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」である。「知の循環型社会」の構築をキーワードに、住民の学習成果を社会全体の教育力の向上に使うとするものである。そのため社会教育は、個人の要望、社会の要請（誰が要請するのか問題になるが）にあわせた学習支援（人材育成）をする。法改正後は「知識基盤社会」づくりをモデル型に登場させ、学校を拠点に地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくりと称して「放課後子どもプラン」「学校支援地域本部事業」を具体的施策にしている。すなわち地域住民が学校のために社会教育の成果を活用する実践部隊として要請（＝動員）され、そのことが相互の連携協力とされる構図であることが読み取れる。同時に住民の社会教育を支えてきた社会教育主事の職務も学校要請に応えられることになり、自由で自発的な自己教育を本質とする社会教育が、公の任務をもって地域に出る論理構成になった。学校教育のために地域の教育力を連携協力（協同ではない）と称して要請されるのが第一三条の本質と捉えると学校、家庭、地域住民が対等平等の立場で主体的に

連携協同し地域づくりの担い手に育ち合うこととは異なる論理といえる。

3 分科会の役割

大人が地域で成長する子どもを応援し育ちあう社会を構築するために、学校と家庭そして地域の連携協力は大切なことでありこれまでの教育運動、地域づくりの実践がそのことを証明してきた。

今年度の合研「基調提案」（開催要項P二一）にある、子どもや子育ての状況を解決するには、学校実践だけで解決できる課題ではない。例年報告されてきた稚内市の「地域ぐるみの子育て運動」は、学校、家庭、地域住民の三者と行政が連携・協同し地域課題の共有、子ども理解を深める学習、教育課程づくりを進めるなどの「力あわせ」が目されてきた。地域連携なしに子どもの成長発達を促す教育環境は生まれないことを示す偉大な実践事例である。

この分科会では、地域の教育運動をキーワードに子育てに関わる住民活動に関心を寄せてきた。実践報告は、抱える子どもやおとなの生活課題、地域課題解決への思いが活動になり様々な人を組織しその中で相互に育ちあう関係を導き出してきている。実践が人と人をつなぎ対等平等に紡ぎあう関係が連携協同を育んでいくプロセスであった。私

たちはこの分科会で「真の連携協同が人を育てる」ことを学んできた。

今年は二本のレポートがありいずれも継続報告であった。参加者は二日間で延べ二六人、報告以外にも地域の子育て状況や課題がだされ充実した討論と情報交換の場になった。

二 私たちの「学校、家庭、地域の連携・協同」

1 スリランカに井戸を贈ろう Part IV

北海道湧別高等学校 奥山 輝久

五年前「スリランカに井戸をつくろう」と題してはじめレポート報告がされて以来継続的にレポート報告が続いている。

湧別高校は、二〇〇五年度から連携型中高一貫教育を導入し中学校との協力協働活動が生まれ生徒会を中心にこの活動がはじまっている。

スリランカでは居住地で安全な井戸水を確保することが出来ず毎日半日以上掛けて水くみをしなければならず、子どもが学校に行くこともできず、母親の就労にも影響して

いる。井戸を掘るお金がないのである。井戸は一五万円から二〇万円あれば1カ所設置することができることから、生徒会は学内ばかりでなく地域に飛び出し募金活動をはじめた。文化祭ではスリランカ商品の紅茶やカレーなども関係者の善意で販売するなどし三十万円前後の募金を毎年達成している。保護者や地域の人々の募金援助や暖かい励ましに支えられ今では地域ぐるみの募金活動の様相さえ見せるまでになっている。同時に生徒のスリランカ学習も進み、水問題にはじまる生活とインフラ問題、学校問題、輸入商品流通のしくみ、貧困格差問題なども考える機会となり、募金活動「井戸を贈ろう」のとり組みは『地域とつながる』『世界とつながる』グローバルな学びへ発展している。

昨年の報告は、募金額が保護者や地域の人々に支えられた部分が多く生徒自身の取り組みが弱い課題やスリランカに行き井戸を見てきたい、現地の子どもと交流したいとの新しい思いが加わってきている内容であった。

今年度生徒会は「生徒一人ひとりの取り組みにないないこと」「活動の継続性がないこと」を総括し「自分たちでスリランカについて学ぶこと」「生徒に広く呼びかけること」を活動に揚げ、生徒総会で次の三点が承認され取り組みを始めた。

①一年間を通じた募金活動をする

② 「スリランカ通信」の発行をする

③ 「スリランカフェスティバル」に代表を派遣する。

その結果①については募金箱の設置方法など具体的にならず例年どおり文化祭活動の一環で終わった。しかし地域要請もあり上湧別町『七夕まつり』に紅茶販売を兼ねた募金活動で出店する。そこでは空き店舗での常設も：と、地域協同活動へ発展する話もあったが簡単に結論が出る事ではないと、まず七夕まつりの出店を実現している。②については、生徒会活動の多忙さも一回の発行で止まり継続されなかった。③については、九月東京に代表生徒二人と引率教職員一人が参加し、中高一貫教育講演会（講師：写真家豊田直巳氏から貧困は戦争からの話しを聞く）や一月の「四者懇談会」の場で「スリランカ募金の現状と課題」として報告している。

過去五年間の募金活動を通じ、スリランカに七ヶ所の井戸を贈る資金を社団法人「アジア協力アジア友の会」に委託していたが、その実現がどうなっているのなかなか情報が届かない現状にもあった。しかし今年度になりスリランカ国内の紛争も落ち着き、これまでの二ヶ所に引き続き五ヶ所の実現報告書が届き募金活動の実感となったが、それでも自分たちが寄付した井戸が現地の人々に役立っているか実際に見てみたいと思いを強め代表を送るなどの議論

が広まりを見せている。保護者や地域住民の考え方も賛否両論いろいろあり結論に至ってはいないが、「スリランカ募金」について地域住民の中で議論になることで道は開けつつあると報告している。

生徒会は「スリランカ募金の現状と課題」報告の中で一年間の活動をふりかえりながら、①実感・達成感を得るために「目に見える募金活動」がしたい②「身近なところに募金したい」③「スリランカ募金を継続する大切さ」を考えながら、今後ホームルーム、総会、四者懇談会などで意見交流し協議しながら今後の活動を考えたいとし、井戸に拘わった募金だけでなくスリランカとの新たな繋がりをつくりたいとも考えている。

ボランティア活動として始まった「井戸を贈ろう」の生徒会活動は、中学校との連携活動に留まらず地域を巻き込んだ活動に展開し、さらに「現地に行ってみよう」と思いがスリランカとの新しいつながりづくりに発展しようとしている。募金活動を進めることで生じる課題を、生徒と教職員が一緒に解決する姿勢の中に、募金の達成度で測る活動に凝縮しない広がりをもたらす取り組みに発展させている報告であった。印象的なことは教職員がいつも生徒の応援隊として黒子の役に徹していることである。いいかえればあくまでも生徒の言動に依拠し、待ちながら次を考え

てくれている存在に、生徒が安心して活動できる環境になっているといえる。

今年度は地域からの出店要請、しかも空き店舗を高校生に使用してほしい、商売のノウハウはいくらでも伝授するという申し入れがあったという。高校はどう対処するのであろうか、高校生はこの要請をどう解釈し考えるであろうか、保護者は？次年度の報告につながるワクワク感が余韻になっている。

2 「子育て援助を考える会」の学習活動から

さつぽろ子育てネットワーク 高田菜穂子

さつぽろ子育てネットワーク（以下、ネットワーク）は「子育て」に関わるあるいは関心のある市民と団体などで構成している市民団体であり、一九九五年設立から一五周年目を迎えている。子育てネットワークは全国各地に組織されそのほとんどが当事者同志を繋げるネットワークである。その中においてネットワークは、当事者と援助者（専門家や保育士、教師など領域は広い）、地域住民（学生など若者も会員）の三者で構成される組織的特徴をもち「子育て・親育ち・子育て」をモットーに活動する学習ネットワークである。この分科会には継続的に報告し特に「親育ち」や「子育て」の実践が報告されてきた。

今年度は、子育て援助者の学習活動「子育て援助を考える会」（以下、考える会）の報告である。この活動のきっかけは、一九九八年に開催された「第一四回 子育て文化協同全国交流集会」の第一〇分科会「地域の子育て援助を考える・親たちと専門職の協同」であった。全国からの実践報告をもとに子育て親たちの実態やこれまでの専門職姿勢を問い直す論議がされている。それは一九九五年ネットワーク設立以来、学習会の中で子育て当事者である親（とくに母親）から多く語られたことに「専門職による子育て相談の場で子育ての未熟さを責められ傷つき安心して相談できる人がいない」の声であった。親の生活実態からくる「助けて！」と専門職援助にギャップが生じているのではないかと懸念されていた。分科会づくりの議論で、子育て当事者が排除されない援助が共有出来ればとの思いがサブテーマ「親たちと専門職の協同」となった。分科会では、子育て危機の深刻さと専門職の悩みの深さが率直に語られた。縦割り行政の機構に縛られ専門職同志の交流もなく援助活動を困難にしている状況も出され、子育ての課題を解決するには、援助者同士、親同士そして地域の人々も加わる学びの場が必要と継続的に「考える会」がもたれている。親の生活実態や子育て環境への理解、現場での援助実態の事例や方法など、また保育所、学童保育所、子育て支援セ

ンターなど各施設の現状や子育て支援制度について学ぶ機会も設け職域や立場に束縛されない学びの場になっている。

この間の活動で、専門職から見える子育て風景が「孤立した子育て」と共通していることが分かった。必要な援助が親に届かず孤立化の悪循環に追い込まれる親たちの実態は、これまでの援助方法では解決出来ない課題となつていくこと。また子育て課題を乗り越えるために重要なことは、子育てしている親や家族が地域の中でつながりをつくることであつた。つながりから子育ての助けを得ることが出来たり精神的な苦しさから脱することができた事例も多いことが分かった。

ネットワークの学習や交流は、会員に限定せず誰もが自由に参加できるオープン形式で行われ、これまで11回の学習が積み上げられている。学習テーマは援助の現場から学ぶことを大切にしこれまで多彩な領域から実践事例が報告されているが、場面は異なっても課題の共通性でみると、専門職は専門領域の援助ばかりでなく家族間協同のプロデューサーでもあることが分かり、新しい援助のあり方が求められているという。

「考える会」に親が参加し専門職とともに学ぶことにより教える、教わるの上下関係が取り払われ、課題の本質に迫る生の語り合いが出来「わかり合える関係」を生みだし、

親、援助者、地域住民の協同の質に変化をもたらしている。報告は次のようにまとめている。

①専門家は「市民の前では本音が言えない」というが、当事者の感覚が率直に表明されることで専門家にとつても貴重な場になっている。

②子育て支援の専門職といつても領域が広く交流する機会が少なく親たちが繋げていく可能性を見ることができ

る。市民団体のネットワークだから出来る新しい関係づくりがもたらす「考える会」は、これまでになかった専門職ネットワークづくりを今後の課題に据えている。

三 「つながりあうことの課題」

学校現場からは、「親をつなぐ」大変さが現実であることが出された。多くの教員は子どもの後ろに親がいると考え、親と親をつなぐことを意識していないことが多い。またつながりあいをうまく使えない教員も多くなつていく。さらに学校に社会教育が根付いてなく家庭との連携がうまくできない側面もある。その結果懇談会は懇談をする場ではなく確認する場になっているなど「連携・協同」に関わるリアルな課題がだされ論議となった。次年度に持

ち越された大きな課題である。

（北星学園大学）